

はじめに

県教育委員会では、平成30年9月の「新潟県いじめ防止対策等に関する委員会（第三者委員会）」第3号案件の指摘や提言、平成30年10月から12月にかけての「いじめ対策総点検」で明らかになった課題などを踏まえ、外部有識者の検討のもと、「新潟県いじめ防止基本方針」（H26.3制定、H30.2改定）のマニュアルを作成しました。

このたび、現行の「新潟県いじめ対応マニュアル」に、保護者と連携したいじめの対応などを追加して「県立学校編（改訂版）」として改訂しました。また「小・中学校編」も新規作成することで、成長段階に応じた一貫したいじめ対応を推進する「新潟県いじめ対応総合マニュアル」としました。

県立学校においては、本年1月30日に提出された第4号案件の調査報告書の提言の一つである「学校いじめ防止基本方針の実効的な策定と活用」を踏まえ、本マニュアルを参考に、自校の基本方針の実効的なマニュアル化への見直しを図るとともに、組織的ないじめ防止対策や教員の共通認識をより高めるよう校内研修の充実に努めていただきたいと思います。

校長のマネジメントのもと、いじめ対策推進教員をはじめとし、すべての教職員でいじめ対策をすすめるとともに、保護者や地域と一体となっていじめから生徒を徹底して守る体制の充実に努めるようお願いします。

令和2年3月

いじめ対策等検討会議

新潟県教育委員会